熊谷市手数料徴収条例の建築確認等の計画変更における床面積算定基準

平成２２年４月１日告示(乙)第88号

熊谷市手数料徴収条例（平成１７年条例第６６号）別表第４５号、第４７号及び第４８号の２に規定する市長が定める算定方法によって算定した床面積の合計で計画を変更した場合の床面積を次のように定める。

計画変更床面積算定基準

１　建築基準法第６条第１項の規定に基づき確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合の計画の変更に係る部分の床面積（増加する部分を除く。）は次のとおりとする。

⑴　次に掲げる変更に応じて、それぞれ次に掲げる面積

ア　敷地に接する道路の幅員、敷地が道路に接する部分の長さ、敷地面積、敷地境界線又は敷地内における建築物の位置の変更変更申請に係る建築物の建築面積

イ　建築面積の変更　変更される建築面積

ウ　高さ又は階数の変更　高さが変更される部分の床面積又は変更される階の床面積

エ　床の変更　変更される部分の床面積

オ　階段の変更　変更される部分の水平投影面積

カ　柱、梁又は桁の変更　当該変更に係る柱、梁又は桁が荷重を負担する部分の床面積（変更前と変更後で荷重を負担する部分の床面積が異なる場合にあっては、その大きい方の面積（次号において同じ。））

キ　壁の変更　当該壁のある室の床面積に当該室の壁全体の長さに占める変更される壁の長さの割合を乗じた面積

ク　屋根、軒、軒裏、ひさし又は天井の変更　変更される部分の水平投影面積

ケ　開口部の変更　変更される開口部の面積

コ　土台、基礎又は基礎くいの変更　土台、布基礎又はこれに類する基礎にあっては壁に、その他の基礎又は基礎くいにあっては柱に準じて算出された面積

サ　小屋組の変更　変更される小屋組に囲まれる部分の水平投影面積

シ　斜材の変更　変更される部分の水平投影面積（当該斜材が壁に含まれる場合にあっては、壁の変更として算出した面積）

ス　建築設備（建築基準法第８７条の２に該当するものを除く。）の変更　変更される建築設備の水平投影面積（防煙壁の変更にあっては、当該防煙壁のある防煙区画部分の床面積に当該防煙区画部分の壁全体の長さに占める変更される防煙壁の長さの割合を乗じた面積）

⑵　⑴の変更以外のもの（当該建築物の計画に⑴の変更が含まれる場合を除く。）にあっては、３０平方メートル以下であるものとして取り扱うものとする。

２　１の規定により算出した変更に係る部分の床面積の合計が変更前の計画の床面積の合計を超える場合にあっては、変更前の計画の床面積の合計を上限とする。